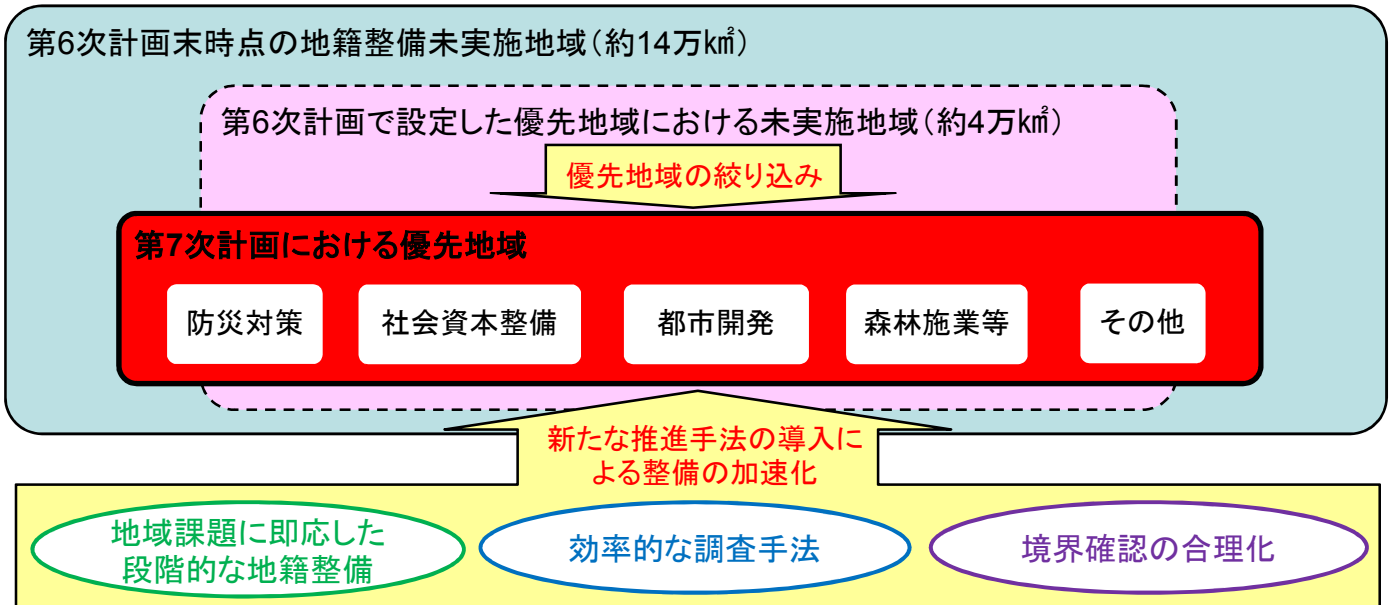


第7次十箇年計画における地籍整備の基本的な方向性(案)

- 次期十箇年計画の優先地域は、政策課題に即した重点地域を中心にさらに絞り込み。
- 優先地域では、地域課題に即応するため、最低限必要とされる境界情報を迅速に整備することを可能とする段階的な地籍整備※を進め、施策分野毎に指標や次期計画期間中に最低限目指すべき目標を設定。
- 併せて、新技術を活用した効率的な調査手法の導入、境界確認の合理化等により、地籍整備の加速化を図る。

※ 段階的な地籍整備とは、地籍調査を工程順に分けた「現況測量」、「復元測量」、「官民境界等の主要な境界情報のみの地籍調査」、「一筆毎の地籍調査」の4段階を想定。

第7次計画における地籍整備の戦略的実施の概念図



優先地域において次期計画期間中に目指す地籍整備のイメージ

地帯	DID	宅地	農用地	林地
政策課題	全地帯において、境界確認(所有者調査や立会い)の合理化を促進する。			
防災対策	官民境界等先行調査を推進し、プラットフォームとオープンデータサイトの構築により、民間測量成果等の活用を促進する。	津波浸水想定地域や土砂災害特別警戒区域、密集市街地など、大規模な被害が予想される地域では、全域において、復旧・復興の円滑化に最低限必要とされる境界情報の整備を促進する。		現地での立会いや測量が省略可能な空中写真等を活用した新手法を積極的に導入することにより、広域かつ効率的な地籍調査を促進する。(森林施業等でも適用)
社会資本整備		後続の事業の円滑化につなげるため、土地所有者の立ち会いの下での地籍調査を促進する。		
都市開発				-
森林施業等	-	-	-	森林施業等の円滑化に必要なとされる境界情報の整備を促進する。
その他	地域課題やその効果を検証しつつ、優先的な整備が必要な地域において、必要な境界情報の整備を促進する。			

※緑字は「段階的な地籍整備」、青字は「効率的な調査手法」、紫字は「境界確認の合理化」に対応。